

(独) 北方領土問題対策協会の業務方法書の変更について (案)

令和 7 年 7 月
内閣府北方対策本部

1 漁業資金の貸付限度額の引上げ

(1) 概要

漁業資金について、貸付金の使途が「漁船の建造、取得及び改造」であるものについて、貸付限度額を「1人当たり 6,000 万円以内であって所要額の 9 割以内」から「1人当たり 9,000 万円以内であって所要額の 9 割以内」に引き上げる。

(2) 理由

漁船の建造、取得及び改造の費用は、近年の原材料費の高騰や工賃の向上に伴い上昇していることから、限度額引上げの要望が出されているため。

(3) 参考：令和元～5年度の根室管内漁協の所要資金 6,000 万円超の漁船導入状況

(金額：千円)

調達年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
隻数	3	7	9	4	3
所要額の中央値	68,570	103,015	115,000	149,500	132,000

(4) 参考にした他の制度等

○漁業近代化資金（水産庁）

20 トン未満漁船を使用する漁船漁業者への貸付限度額 9,000 万円

2 経営資金の貸付限度額の引上げ

(1) 概要

経営資金について、秋さけ定置網漁業を営む者に限り、貸付限度額を1人当たり「800万円以内」から「1,000万円以内」に引き上げる。

(2) 理由

秋さけ定置網漁業は、事業規模が大きく、必要となる資金規模も大きいことに加え、近年では燃油価格等の高騰により、着業資金として必要となる金額が増加していることから、限度額引上げの要望が出されているため。

(3) 参考：令和元～5年度の経営資金の利用状況

(金額：千円)

漁業種類	経営資金総体		うち 貸付限度額貸付者	
	件数	金額	件数	金額
秋さけ定置網漁業	131	628,500	12	96,000
昆布漁業	43	45,800	0	0
こまい漁業	20	38,700	0	0
うに漁業	1	500	0	0
合計	195	713,500	12	96,000

(4) 参考にした他の制度等

○北対協の経営資金の貸付限度額貸付者の所要額の中央値 1,088万円

(北海道の漁業振興資金においても、秋さけ定置網漁業を営む者への貸付限度額は、他の貸付よりも高く設定されている。)

3 修学資金の貸付条件の拡大

(1) 概要

- 既存の修学資金の貸付金の限度額を「1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生にあっては63万円以内」から「在学者1人当たり450万円以内」に改めるとともに、据置期間を「卒業後6ヵ月」から「卒業後6ヵ月以内」に改める。
- また、入学前の貸付を可能とし、生活資金で取り扱っている入学金を修学資金で取扱いできるようにするため、生活資金に規定する使途から入学金を削り、修学資金に規定する使途に加える。

(2) 理由

- ① 修学資金は、年額上限の利用が多く、また、特に入学初年度は学校納付金など所要資金が増加する傾向にある。現行では在学者1人当たりの貸付限度額を教育施設ごとに年額で定めているが、これを在学者1人当たりの貸付限度額に改めることにより、修学者の在学中は貸付限度額の範囲内で任意の金額を借主が選択できるようになり、資金需要に弾力的に対応できるようにするもの。
- ② 保証人を徴求する貸付と無保証人貸付での適用利率が異なることから、据置期間を卒業後6か月以内とすることにより、据置期間の範囲内で任意の期間を借主が選択できるようになり、借主の返済計画に応じて柔軟に対応できるようにするもの。
- ③ 入学前の貸付を可能とし、入学金を含め学業修得に必要な資金を幅広く使途として認めることが適当であることから、入学金を貸付金の使途に追加するもの。

(3) 参考：令和元～5年度の修学資金の利用状況

(金額：千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	119	102	90	80	78
うち年額上限 利用件数	119	102	88	80	77
貸付金額	70,866	60,780	53,520	47,532	46,614

(4) 参考にした他の制度等

○国の教育ローン（日本政策金融公庫）

自宅外通学等の場合の融資限度額 学生1人につき450万円

4 車両資金の新設

(1) 概要

現在、生活資金で取り扱っている車両購入について、新設する車両資金で取り扱うこととし、貸付限度額等を個別に設定することとする。

(2) 理由

現在、車両購入の費用は生活資金で貸し付けているが、近年の車両本体価格の上昇等により、生活資金の貸付における車両購入に係る費用の占める割合が大きくなっており、借主の自己資金負担額も大きくなっている。このため、車両資金を新設し、貸付条件を適切に設定することで、ニーズに応じた貸付を適切に行うため。

○貸付金の使途 : 車両の購入資金及びこれに附随して必要な費用に要する資金

○貸付けの相手方 : 協会が必要と認める者

○償還期限 : 10 年以内

○据置期間 : 6 か月以内

○貸付金の限度額 : 1 人当たり 500 万円以内

(3) 参考①：令和元～5 年度の生活資金で取扱いしている車両購入の利用状況

貸付年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活資金 総体	件数	9	7	8	11	4
	貸付金額(千円)	8,800	6,190	6,130	9,360	4,360
うち 車両購入	件数	5	2	2	5	2
	貸付金額(千円)	7,770	3,900	4,000	6,200	3,760

参考②：車両本体価格の比較（総務省統計局「小売物価動向調査（動向編）」）

年	令和 2 年	令和 5 年
価格（円）	3,060,108	3,704,526

(4) 参考にした他の制度等

車両購入に係る費用	金額（概算）
車両本体価格（小売物価動向調査（動向編））	3,705 千円
自動車税等諸費用（北対協調べ）	100～200 千円
寒冷地用諸装備 （四輪駆動、寒冷地仕様、冬タイヤ等）（北対協調べ）	300～500 千円

＜参照条文＞

○独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

（役員の忠実義務）

第二十一条の四 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成十五年内閣府・農林水産省令第十二号）（抄）

（業務方法書に記載すべき事項）

第四条 協会に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 協会法第十一条第一号に規定する国民世論の啓発に関する事項
- 二 協会法第十一条第二号に規定する交流等事業に関する事項
- 三 協会法第十一条第三号に規定する調査研究に関する事項
- 四 協会法第十一条第四号に規定する援護に関する事項
- 五 協会法第十一条第五号に規定する附帯業務に関する事項
- 六 貸付業務に関する事項
- 七 業務委託の基準
- 八 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 九 その他協会の業務の執行に関して必要な事項

○独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 協会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。
- 二 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法

律第八十五号) 第二条第四項に規定する交流等事業(同項第一号に掲げるものに限る。)を実施すること。

三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。

四 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 北方地域旧漁業権者等法第四条に規定する業務(以下「貸付業務」という。)を行うこと。

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)(抄)

(業務の範囲)

第四条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 北方地域旧漁業権者等に対し、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けること。

二 漁業協同組合その他の主務省令で定める法人に対し、当該法人がその構成員たる北方地域旧漁業権者等に対してその営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けるための資金を貸し付けること。

三 北方地域旧漁業権者等が主たる構成員又は出資者となつている法人として主務省令で定めるものに対し、その営む漁業その他の事業に必要な資金(前号の規定に該当するものを除く。)を貸し付けること。

四 前三号の業務に附帯する業務

以 上

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書 新旧対照表

変更案						現 行					
独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書						独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書					
平成15年10月1日 内閣総理大臣 農林水産大臣認可 最終改正 <u>令和7年〇月〇日</u> 一部変更認可						平成15年10月1日 内閣総理大臣 農林水産大臣認可 最終改正 <u>令和5年3月28日</u> 一部変更認可					
第1条～第27条 (略)						第1条～第27条 (略)					
附則（平成16年3月29日）～（令和5年3月28日） (略)						附則（平成16年3月29日）～（令和5年3月28日） (略)					
<u>附則（令和7年〇月〇日）</u>						<u>（新設）</u>					
<u>この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、令和7年〇月〇日から適用する。</u>											
別表						別表					
1 貸付金の種類等						1 貸付金の種類等					
貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金の限度額	貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	償還期限 (据置期間を含む)	据置期間	貸付金の限度額
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者及び漁業協同組合	20年以内 (木船9年・機器10年)	3年以内 (木船・機器2年)	1人当たり9,000万円以内であって所要額の9割以内	1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者及び漁業協同組合	20年以内 (木船9年・機器10年)	3年以内 (木船・機器2年)	1人当たり各6,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) (略)				1人当たり各		(2) (略)				

					6,000万円以内で <u>あって所要額の 9割以内</u>						
	(3) (略)						(3) (略)				
	(4) (略)		(略)	(略)			(4) (略)	(略)	(略)		
	(5) 経営 資金		1 年以内	1 年以内	1 人当たり 800 万 円以内 <u>ただし、秋さけ定 置網漁業を営む 者である場合は 1,000万円以内</u>		(5) 経営 資金	1 年以内	1 年以内	1 人当たり 800 万 円以内	
			1 年超 3 年以内					1 年超 3 年以内			
2 ～ 3 (略)							2 ～ 3 (略)				
4. 生活に 必要な資 金	(1) 生活 資金 ア (略) イ 技能 習得費、物 品購入資 金等の生 活に必要 と認めら れる臨時 的資金	協会が必 要と認め る者	(略)	(略)	(略)		4. 生活に 必要な資 金	(1) 生活 資金 ア (略) イ <u>入学 金</u> 、技能習 得費、物品 購入資金 等の生活 に必要と 認められ る臨時的	協会が必 要と認め る者	(略)	(略)

	ウ (略)						資金 ウ (略)				
	(2) 高等学校及び大学在学者の修学資金(入学金を含む)		卒業後20年以内	卒業後6ヵ月以内	在学者1人当たり450万円以内		(2) 高等学校及び大学在学者の修学資金		卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあっては31万8千円以内、大学生にあっては63万円以内
	(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(4) 車両資金 車両の購入資金及びこれに附随して必要な費用に要する資金	協会が必要と認める者	10年以内	6ヵ月以内	1人当たり500万円以内	2 (略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)